令和9年度　那覇市教育委員会

外国人英語指導員（AET）募集要項

１　募集期間

令和8年11月2日（月）～令和8年12月4日（金）
※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（12時から午後1時までは除く）

２　募集人数

26名（予定）

３　応募資格

AET 候補者は、以下の項目を満たさなくてはならない：
（1）沖縄県在住で英語を母国語、第二言語又は公用語としている者又は英語圏で概ね 15 年間程度生活していた者
（2）学校教育法に定める大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者若しくは英語による教育を 12 年以上受け、外国における大学で修士号又は博士号を取得した者又はこれに相当する教育を受けた者
（3）日本語について日常会話程度の能力を有する者
（4）日本国内において就労の許可を受けている者又はその見込みの者
（5）外国人英語指導員としての資質、力量及び情熱を有すること
（6）就労上の懲戒処分や不法な行為の履歴がない者
（7）特定性犯罪の前科がないこと
※（6）及び(7)について、採用後に事実が判明した場合は、採用を取り消すことがあります。

４　勤務内容

（1） 外国語科授業及び外国語活動の援助業務
（2） 教材研究及び教材作成
（3） 学級担任及び教科担任と共にチームを組んでの授業実践
（4） 那覇市教育委員会等が主催する研修等への参加
（5） 前各号に定めるもののほか、学校長が指示する業務

５　任用期間及び勤務日

令和9年4月1日～令和 10 年3月31日の期間で指定する170日間程度
※勤務予定日は各学校の状況等により変更になる場合があります
※8月は勤務がないため無給となります

６　勤務時間

月曜日～金曜日
午前8時15分～午後4時45分　の間で6時間勤務　（休憩時間：45分）
※学校ごとに日課が異なりますので、それに応じて勤務時間変更の場合があります。

7　有給休暇

年休：10日間（勤務した年数により加算あり）、私傷病休：10日間（採用月日により変動あり）

8　給料及び保険等

時給　2，255円～（就業月の翌月20日、銀行振り込み）
通勤費：通勤距離・方法により認定の有無・変動有り
健康保険・厚生年金・介護保険（40歳以上の方）・雇用保険加入必須
※給料は予定額のため、変更することがあります（前歴に応じて加算あり）。
また、継続採用の方は、現在の時給額が予定額となります。
※保険料は毎月給料より天引きします。

9　応募方法

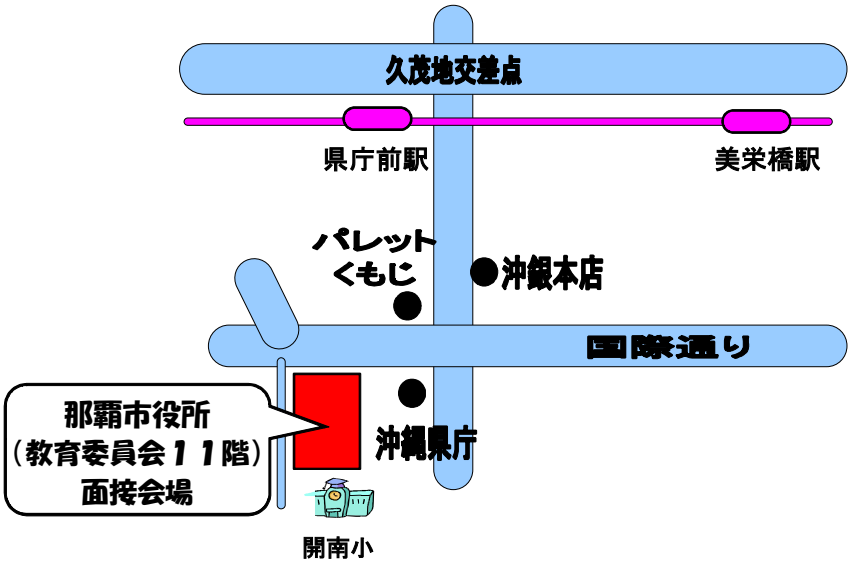
申込用紙を那覇市教育委員会学校教育課またはホームページで入手し、下記提出書類を添えて、令和8年12月4日（金）までに那覇市教育委員会へ提出すること。
※提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。
※窓口へ直接持参のうえご提出ください。直接持参ができない場合は、簡易書留や特定記録郵便など追跡サービスが利用可能な方法で行ってください。普通郵便等での送付はお控えください。
※郵便事故等による不着・遅延等につきましては一切の責任を負いかねますので、提出期限および送付方法には十分ご留意の上、各自の責任においてご提出ください。
※面接日程等のご連絡をもって、応募書類の受領通知に代えさせていただきます。

10　提出書類

(1)　申込用紙（教育委員会指定の様式）
(2)　パスポート（写真と在留資格のページ）の写し
(3)　外国人登録証の写しまたは在留カードの写し
(4)　大学卒業証明書若しくは卒業証書（写し）
※提出書類に不備がある場合は受け付けをしませんので、ご注意ください。
※選考後、内定者のみ健康診断書(胸部エックス線を含む医師の診断書)を提出（自己負担）。

11　提出先

那覇市教育委員会　学校教育課（那覇市役所11階）
那覇市泉崎1丁目1番1号
電話　098－917－3506
※申込書の提出・面接の際の駐車場代は自己負担となります。



12　選考方法

書類審査後、面接

13　面接日

令和8年11月20日（金）～12月15日（火）
（1人15～20分程度、面接は基本的に日本語で行うが、通訳を一人配置する。新規の応募者は、3～5分の模擬授業を行ってもらう。）

14　面接会場

那覇市教育委員会（那覇市役所）
那覇市泉崎1丁目1番1号

15　選考通知

選考結果は、令和8年12月中旬から1月中旬まで那覇市教育委員会HPに受験番号を掲載する。
※受験番号札はなくさないよう、ご注意ください

16　備考

（1）当該公募は、令和9年度予算の確定により効力を有することとなりますので、ご留意ください。
（2）本業務へ従事するに当たっては、令和8年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
（3）特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
（4）採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。